

令和7年度 第1回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日時：令和7年6月13日（金） 15:00～

会場：市庁舎18階 みなと6・7

1 教育委員会あいさつ

2 委員紹介

3 会長選出

4 協 議

（1）いじめ問題等に係る各関係機関・団体の取組について [資料1-1・2]

（2）12月のいじめ防止啓発月間における取組について [資料2-1・2]

（3）その他

【次回開催（予定）】

令和7年度第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和7年10月24日（金）15:00～17:00

会場 市庁舎18階 なみき2～5

横浜市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

令和7年5月1日現在

No.	関係機関・団体	所属	氏名
1	法務局	横浜地方法務局人権擁護課長	大野 真樹
2	警察	神奈川県警察本部生活安全部管理官	平野 洋一
3	青少年育成団体	横浜市青少年指導員連絡協議会（副会長）	志田 政明
4		横浜子ども支援協議会（会長）	岩間 文孝
5	保護者代表	横浜市PTA連絡協議会（会長）	東 隆幸
6	学校	横浜市立小学校長会 横浜市立綱島東小学校校長	土井 純
7		横浜市立中学校長会 横浜市立城郷中学校校長	佐久間 大
8		横浜市立高等学校長会 横浜市立横浜商業高等学校校長	大山 仁彦
9		横浜市立特別支援学校長会 横浜市立東俣野特別支援学校校長	吉田 良直
10	児童相談所	横浜市中央児童相談所長	深海 淳一郎
11	本市関係行政機関	港南区福祉保健センター長	遠藤 寛子
12		市民局人権課長	佐々井 正泰
13		こども青少年局青少年部長	田口 香苗
14		健康福祉局地域福祉保健部長	高木 美岐
15	教育委員会	教育委員会事務局 不登校支援・いじめ対策部長	住田 剛一

いじめ問題等に関する各機関・団体の取組について

～令和6年度活動実績・7年度年間計画～

【資料1－1】

	令和6年度 活動実績	令和7年度 年間計画(予定)
横浜地方事務局	・子どもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談 ・インターネット人権相談の実施 ・全国一斉「子どもの人権相談」強化週間（8月21日～8月27日までの7日間） ・申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続 ・「子どもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施 ・全国中学生人権作文コンテストの実施 ・とどけよう「絵とことば」のコンテストの実施 ・人権キャラバン（小・中学生に対する人権教室）の実施	・こどもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談 ・インターネット人権相談の実施 ・全国一斉「こどもの人権相談」強化週間（8月27日～9月2日までの7日間） ・申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続 ・「こどもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生及び児童相談所に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施 ・全国中学生人権作文コンテストの実施 ・とどけよう「絵とことば」のコンテストの実施 ・人権キャラバン（小・中学生に対する人権教室）の実施
神奈川県警察本部	・いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催 ・少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施 ・学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施 ・いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施 ・事件対応	・いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催 ・少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施 ・学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施 ・いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施 ・事件対応
横浜市 青少年指導員 連絡協議会	・全市一斉夜間パトロール（7月20日実施） ・全市統一行動キャンペーン（11月10日実施） ・横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努める。	・全市一斉夜間パトロール（7月19日実施予定） ・全市統一行動キャンペーン（11月9日実施予定） ・横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努め、居場所づくりや各種体験活動、社会参画活動などへの支援に努める。
横浜子ども 支援協議会	〈横浜子ども支援協議会の取組〉 ・ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒と民間教育施設に通っている児童生徒で芸能鑑賞会や平沼体育館などで交流行事を実施。 ・教育支援センターの職員が民間教育施設に見学を行うイベントや、教育支援センター主催の保護者の集いで民間教育施設の紹介や体験発表者を紹介するなど協働事業を実施。 ・協議会内でいじめ防止対策についての情報交換を行うほか、参画団体の活動場所にのぼり旗、ポスターなどを掲出し、利用者等にも啓発を行った。 ・教育委員会主催のいじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加 ・教育委員会との連絡会（年間3回）の実施 ・研修会の実施 〈横浜子ども支援協議会 事務局〉 ・不登校相談会の実施	〈横浜子ども支援協議会の取組〉 ・ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒と民間教育施設に通っている児童生徒で芸能鑑賞会などで交流行事を予定。 ・教育支援センターの職員が民間教育施設に見学を行うイベントや、教育支援センター主催の保護者の集いで民間教育施設の紹介や体験発表者を紹介するなど協働事業を予定。 ・横浜市教育局委員会主催の不登校理解研修への参加 ・協議会内でいじめ防止対策についての情報交換を行うほか、参画団体の活動場所にのぼり旗、ポスターなどを掲出し、利用者等にも啓発を行う。 ・教育委員会主催のいじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加 ・教育委員会との連絡会（年間3回）の実施 ・新規団体が3団体増え、現在23団体が参画 〈横浜子ども支援協議会 事務局〉 ・不登校相談会を予定
横浜市PTA連絡 協議会	＜主催行等＞ ・人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む） ・総会・理事会等での啓発活動 ・三行詩コンクールの開催 ・三行詩コンクール優秀作品集の配付 ＜関係諸団体主催行事への参加等＞ ・いじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加 ・人権啓発講演会（市民局）への参加	＜主催行等＞ ・人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む） ・総会・理事会等での啓発活動 ・三行詩コンクールの開催 ・三行詩コンクール優秀作品集の配付 ＜関係諸団体主催行事への参加等＞ ・いじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加 ・人権啓発講演会（市民局）への参加

	令和6年度 活動実績	令和7年度 年間計画(予定)
横浜市立学校	・校内におけるいじめ問題の積極的認知ならびに毎月定例開催の校内いじめ防止対策委員会での進捗管理 ・学校運営協議会でのいじめ問題に関する取組状況の報告 ・中学校ブロック横浜こども会議を軸として、いじめ未然防止に向けた子ども主体の取組を年間通して実施 ・「高校横浜子ども会議」で、今年度テーマを基に各校の実践報告と意見交換 ・子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業で実施 ・Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施（年間2回以上）と支援検討の実施 ・学校主催で「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施 ・ケータイ・スマホ安全教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～5年生）の実施 ・性被害加害防止のための教育の充実（学級指導、保健学習等） ・いのちを大切にする教育の充実（学級指導、道徳指導、保健学習等） ・校長会生徒指導・児童指導研究部会での事例協議（毎月） ・区生徒指導・児童支援専任教諭協議会、専任会区代表者会での事例協議（毎月） ・各区校長研修の中で「いじめに関する研修」の実施 ・小学校における一部教科分担制の実施（推進校） ・スクールカウンセラーによる心理教育や心のケアのアンケートの実施 ・年間を通した教育相談の充実と子どもたちの安心につながる環境づくりの推進 ・生徒指導・児童指導の校内教職員研修の充実 ・高等学校生徒指導研究会での「いじめ問題発生時の初期対応」研修会の実施	・校内におけるいじめ問題の積極的認知ならびに毎月定例開催の校内いじめ防止対策委員会での進捗管理及び、校内いじめ防止対策委員会会議録を全教職員で共有 ・市いじめ防止基本方針を受けて、各校による学校いじめ防止基本方針の見直しと改訂 ・学校運営協議会でのいじめ問題に関する取組状況の報告 ・中学校ブロック横浜こども会議を軸として、いじめ未然防止に向けた子ども主体の取組を年間通して実施 ・「高校横浜子ども会議」で、今年度テーマを基に各校の実践報告と意見交換 ・子どもの社会的スキル横浜プログラムを日々の授業や活動場面で活用 ・Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施（年間2回以上）と支援検討会の実施 ・学校主催で「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施 ・ケータイ・スマホ安全教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～5年生）の実施 ・性被害加害防止のための教育の充実（学級指導、保健学習等） ・いのちを大切にする教育の充実（学級指導、道徳指導、保健学習等） ・校長会生徒指導・児童指導研究部会での事例協議（毎月） ・区生徒指導・児童支援専任教諭協議会、専任会区代表者会での事例協議（毎月） ・各区校長研修の中で「いじめに関する研修」の実施 ・小学校におけるチーム学年経営及び一部教科分担制の実施（全校） ・年間を通した教育相談の充実と子どもたちの安心につながる環境づくりの推進 ・生徒指導・児童指導の校内教職員研修の充実（発達支持的生徒指導の推進） ・自らSOSを発しにくい児童生徒についてスクールカウンセラー等との連携強化 ・スクールカウンセラーによる心理教育や心のケアのアンケートの実施 ・SSW（スクールソーシャルワーカー）による心理教育 ・SOSの出し方プログラムの実施
横浜市児童相談所	・いじめに関する相談及び個別対応（R6新規受付相談件数は25件） ・いじめ防止月間における啓発活動の実施（6年12月） ・各区学校専任会への出席、情報共有（毎月）	・いじめに関する相談及び個別対応 ・いじめ防止月間における啓発活動の実施（7年12月） ・各区学校専任会への出席、情報共有（毎月）
区福祉保健センター	【港南区実績】 ・児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回） ・小中学校訪問及び意見交換（随時） ・南部学校教育事務所地域連携推進担当課長会（年3回） ・スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（随時） ・こども家庭相談事業（通年） ・港南区不登校・ひきこもり連絡会へのオブザーバー参加（年10回）	【港南区計画】 ・児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回） ・小中学校訪問及び意見交換（随時） ・南部学校教育事務所地域連携推進担当課長会（年3回） ・スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（随時） ・こども家庭相談事業（通年） ・港南区不登校・ひきこもり連絡会へのオブザーバー参加（年10回）
市民局	・いじめ問題調査委員会事務連絡会の開催（6月、12月） ・人権擁護委員による「人権キャラバン」（随時） ・全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式でのパネル掲出（11月）	・いじめ問題調査委員会の開催（4月～） ・人権擁護委員による「人権キャラバン」（随時） ・全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式でのパネル掲出（11月）

		令和6年度 活動実績	令和7年度 年間計画(予定)
こども青少年局		・横浜市青少年指導員連絡協議会の活動を事務局として支援 (主な活動) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)において、全市一斉統一行動パトロール活動等を実施 「子供・若者育成支援強調月間」(11月)において、全市統一行動キャンペーン活動等を実施 ・青少年指導員会長研修会及び定例会において、横浜市自殺対策計画で青少年指導員がゲートキーパーとして、自殺対策の一助となっていることを周知 ・青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み(いじめ問題含む)についての相談を受付(通年) ・高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふぁんみつけ」のSNSを活用した情報発信を行った。 ・ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談(よこはま子ども・若者相談室)の毎日実施(通年、相談件数:5381件) ・関係機関や小・中・高校生等へSNS相談(よこはま子ども・若者相談室)等の周知用カードを配布(11月～)	・横浜市青少年指導員連絡協議会の活動を事務局として支援 (主な活動) 「青少年の被害・非行防止全国強調月間」(7月)において、全市一斉統一行動パトロール活動等を実施 「子供・若者育成支援強調月間」(11月)において、全市統一行動キャンペーン活動等を実施 ・青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み(いじめ問題含む)についての相談を受付(通年) ・高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふぁんみつけ」のSNSを活用したさらなる情報発信(通年) ・困難を抱える若者に対するSNS相談(よこはま子ども・若者相談室)の毎日実施(通年) ・関係機関や小・中・高校生等へSNS相談(よこはま子ども・若者相談室)等の周知用カードを配布(11月～)
健康福祉局		・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談(通年)	・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談(通年)
	通年	・全校長へのいじめ再発防止研修実施(4方面) ・校長による全教職員へのいじめ再発防止のための研修実施(各校) ・各区校長会でのいじめ再発防止研修を実施(各区) ・児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校への配置 ・児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭へのいじめ再発防止研修 ・小中一貫型カウンセラー配置 ※カウンセラー統括の配置(4方面5名) ※各区出張教育相談の実施(通年) ※緊急心理支援当番カウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置(61人) ※小・中・義務教育学校及び高校・特別支援学校での巡回等による支援実施 ※トレーナースクールソーシャルワーカーの配置(4人) ※ユーススクールソーシャルワーカーの配置(1人) ・いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理 ・横浜子ども会議の取組(通年) ・横浜プログラム活用推進(通年)※実践推進校24校 ・Y-Pアセスメント年間2回以上の実施 ・24時間子どもSOSダイヤル(旧「いじめ110番事業」) 24時間365日体制 ・学校課題解決支援事業(適時) ・スクールスーパーバイザーの派遣(適時) ・講師派遣によるネットリテラシー教育の推進(通年) ・ネットトラブル学校支援窓口設置(通年) ・学校生活あんしんダイヤル(通年) ・横浜教育支援センター各種事業による不登校児童生徒支援の実施(通年) ・校内の特別支援教室等を活用して不登校又は不登校傾向にある生徒を支援する校内ハートフル事業を中学校146校で実施(通年) ・保護者の集い、ホームページ等による保護者への情報提供及び保護者支援の実施(通年) ・不登校児童生徒支援の手引、ハンドブックの発行、各種研修を通じた教職員・支援員等への不登校児童生徒理解促進(通年) ・児童生徒向け「相談カード」、保護者向け「相談リーフレット」	・各区校長会でのいじめ再発防止研修を実施(各区) ・児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校への配置 ・各区児童生徒指導研修の実施(各区児童支援・生徒指導専任教諭協議会) ・小中一貫型カウンセラー配置 ※カウンセラー統括の配置(4方面5名) ※各区出張教育相談の実施(通年) ※緊急心理支援当番カウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置(61人) ※小・中・義務教育学校及び高校・特別支援学校での巡回等による支援実施 ※トレーナースクールソーシャルワーカーの配置(8人) ※ユーススクールソーシャルワーカーの配置(1人) ・いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理 ・横浜子ども会議の取組(通年) ・横浜プログラム活用推進(通年)※実践推進校32校(累計) ・Y-Pアセスメント年間2回以上の実施 ・24時間子どもSOSダイヤル(旧「いじめ110番事業」) 24時間365日体制 ・学校課題解決支援事業(適時) ・スクールスーパーバイザーの派遣(適時) ・講師派遣によるネットリテラシー教育の推進(通年) ・ネットトラブル学校支援窓口設置(通年) ・学校生活あんしんダイヤル(通年) ・横浜教育支援センター各種事業による不登校児童生徒支援の実施(通年) ・校内の特別支援教室等を活用して不登校又は不登校傾向にある生徒を支援する校内ハートフル事業を中学校146校で実施(通年) ・保護者の集い、ホームページ等による保護者への情報提供及び保護者支援の実施(通年) ・不登校児童生徒支援の手引、ハンドブックの発行、各種研修を通じた教職員・支援員等への不登校児童生徒理解促進(通年) ・児童生徒向け「相談カード」、保護者向け「相談リーフレット」 ・児童生徒記録管理システム運用(通年)

		令和6年度 活動実績	令和7年度 年間計画(予定)
教育委員会	4月	・いじめ認知報告書、学校いじめ防止対策委員会会議録の改定（指導主事による確認と指導・助言） ・人権教育推進協議会総会でいじめ再発防止の研修 ・「『いじめ根絶！横浜メソッド』のデジタル版を配布 ・相談カード配付（全児童生徒用） ・第1回横浜市いじめ問題専門委員会 ・横浜市児童支援・生徒指導専任教諭協議会 開催（いじめ再発防止研修実施）	・相談カード配付（全児童生徒用） ・横浜市児童支援・生徒指導専任教諭協議会 開催（SNSトラブルに係る児童生徒への支援と対応） ・いじめ対応情報管理システム始動
	5月	・「いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談」の実施 ・人権教育推進担当者研修会でのいじめ再発防止研修 ・養護教諭へのいじめ再発防止研修 ・第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・いじめ防止のための校長研修実施 ・中学校ブロック横浜子ども会議 開催（5月～） ・第1回いじめ防止・対応研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）	・「横浜市いじめ防止基本方針」改定 ・「いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談」の実施 ・第1回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・中学校ブロック横浜子ども会議 開催（5月～） ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	6月	・第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（6/14） ・第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・横浜市児童・生徒指導中央協議会 開催 ・第2回いじめ防止・対応研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）	・第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（6/13） ・横浜市児童・生徒指導中央協議会 開催 ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会） ・外部専門家による教職員の法理解、対応力向上研修（動画配信）（6月～9月）
	7月	・高校横浜子ども会議 ・第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・児童支援・生徒指導専任教諭協議会夏季研修会（いじめ再発防止研修実施）	・高校横浜子ども会議 ・児童支援・生徒指導専任教諭協議会夏季研修会（いじめ再発防止研修実施） ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	8月	・教育課程研究委員会でのいじめ再発防止に向けた発信 ・中学校ブロック横浜子ども会議 開催（～8月） ・第5回横浜市いじめ問題専門委員会 開催	・教育課程研究委員会でのいじめ再発防止に向けた発信 ・中学校ブロック横浜子ども会議 開催（～8月） ・第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催
	9月	・横浜子ども会議区交流会の開催（～9月） ・第6回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・第3回いじめ防止・対応研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）	・横浜子ども会議区交流会の開催（～9月） ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	10月	・第7回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（10/25） ・子育てに関する相談窓口リーフレット配付（保護者用） ・第4回いじめ防止・対応研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）	・第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（10/24） ・子育てに関する相談窓口リーフレット配付（保護者用） ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	11月	・人権教育推進担当者研修会でのいじめ防止研修 ・第8回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・第5回いじめ防止・対応研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）	・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	12月	・いじめ防止啓発月間（人権週間含む）による取組 ※実施内容は協議会で別途協議 ・いじめ防止市民フォーラム 開催（12/11） ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施（12月） ・第9回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・第6回いじめ防止・対応研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）	・いじめ防止啓発月間（人権週間含む）による取組 ※実施内容は協議会で別途協議 ・いじめ防止市民フォーラム 開催（12/22） ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施（12月） ・第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	1月	・第10回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・第7回いじめ防止・対応研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）	・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	2月	・第11回横浜市いじめ問題専門委員会 開催	・第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	3月	・第12回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 ・保護者向けスマホケータイリーフレットの配付（小・中・特別支援学校 新1年生向け）	・保護者向けスマホケータイリーフレットの配付（小・中・特別支援学校 新1年生向け） ・児童生徒指導研修の実施（児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会）
	連携など	・学校警察連絡協議会との連携（県・市・区） ・児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携（通年） ・校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携（通年） ・中学生人権作文コンテストの実施（市民局と連携） ・横浜子ども支援協議会との連絡会（通年）	・学校警察連絡協議会との連携（県・市・区） ・児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携（通年） ・校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携（通年） ・中学生人権作文コンテストの実施（市民局と連携） ・横浜子ども支援協議会との連絡会（通年）

横浜市いじめ防止基本方針

資料 1-2

概要版

(令和7年5月改定)

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

（いじめ防止対策推進法第2条）

「横浜市いじめ防止基本方針」策定の目的

市、学校、児童生徒、保護者、市民、事業者、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、横浜市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。

方針と役割

- ▶ 児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努める。
- ▶ いじめを早期に察知できるよう、社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめを察知したときは、つらい思いをしている児童生徒に寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援する。
- ▶ いじめが起きた要因や背景をともに考え、問題の解決に向けてともに行動する。

市



- ・相談体制の充実
- ・学校・家庭・地域・関係機関等の連携強化
- ・いじめの実態把握・適切で迅速な対応 など…

児童生徒



- ・他者との違いを認め、互いを理解する
- ・いじめ当事者への声かけ、周囲の大人への相談 など…

学校



- ・教職員の人権意識向上
- ・関係機関等と連携した支援・指導
- ・早期解決に向けた組織的対応 など…

保護者



- ・いじめを「しない」「させない」指導
- ・学校等との連携
- ・インターネット上のいじめ防止に向けた取り組み など…

市民・事業者等



- ・活動に関連したいじめに当事者として向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する
- ・関係機関等との連携 など…

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

教育委員会

- ▶ いじめ問題対策連絡協議会による子どもの健全育成に関わる関係機関・団体の連携協力の推進
- ▶ 「横浜子ども会議」などの児童生徒の主体的な取組の推進、「いじめ防止啓発月間」等の未然防止のための啓発
- ▶ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の相談や、組織的対応の体制整備・支援
- ▶ 早期発見・早期対応ができるよう、1人1台端末等のデジタル技術の活用促進と学校へ指導・助言
- ▶ 学校だけでは解決が困難な事案を見極め、早い段階で専門家のアドバイスや支援を得られる体制の整備
- ▶ 法に沿った速やかな重大事態等への対応
- ▶ 定期的ないじめ防止対策の点検・見直し

- ▶ 教育委員会・学校と区役所・児童相談所等との連携・施策の推進
- ▶ 「こども家庭相談」や「よこはま子ども・若者相談室(LINE相談)」など、児童生徒等に対する相談窓口の積極的な活用推進
- ▶ 多様な居場所づくりなど、地域ぐるみで児童生徒を守り育てていく体制づくり
- ▶ いじめに関する啓発の推進



第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校いじめ防止基本方針

自校におけるいじめの防止等の対策について、基本的な方向性、取組の内容等を定める。

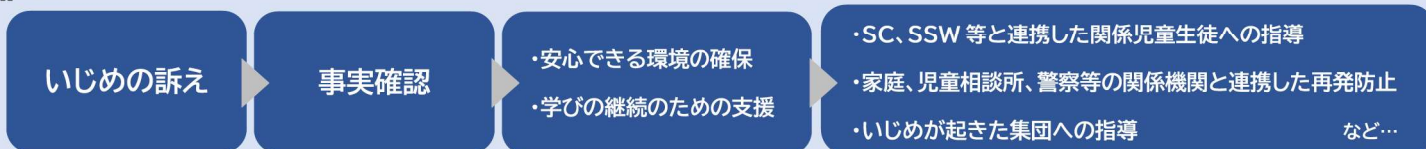
- 主要内容** 基本理念、学校いじめ防止対策委員会の構成員等、いじめ防止等の取組の年間計画、未然防止・早期発見・事案対処における基本的な対応方針、基本方針の点検・見直し手順等 など…
- 公表・周知** 学校のホームページで公表。児童生徒、保護者、地域、関係機関へ周知。
- 改定等** 児童生徒の意見を取り入れ、改定等の段階から保護者や地域、関係機関の参画に努める。

学校いじめ防止対策委員会

「学校いじめ防止基本方針」や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る取組を実行、検証を行う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

- 構成** 責任者：校長
構成員：当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター（+SC、SSW） など…
- 開催** 月1回以上、定期的に開催。既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。

いじめの防止等に関する取組



第4章 重大事態への対処

重大事態とは

- 次のいずれかに該当する場合であり、疑いを抱いた段階から対応を開始するもの
- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条)

加えて、次の場合も重大事態として対応を開始する。

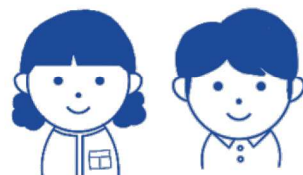
- ◆ 児童生徒等から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき
申立て時点で、学校や教育委員会事務局が、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。



いじめ
についてみんなの
こえ
たくさん聞かせてもらいました3,456件の^{けん}こえを
聞かせてもらいましたよこはまし
横浜市のいじめ防止基本方針に取り入れました！ありがとう

「いじめ」がおきたときに、

- いじめている人がいたらその人に注意する。
- 相談にのってあげて、困ったときに助けてあげる。
- みんなが見て見ぬふりをせずみんなで向き合っていく。



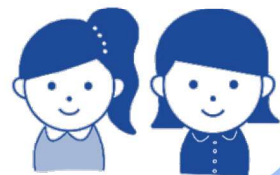
「いじめ」がおきたときに、大人のひとに、

- 大人に注意してほしい。止めてほしい。
- だれにも知らせないように話を聞いてほしい。
- こどもをよく観察して、変化があればなにがあったか聞いてほしい。



「いじめ」がおきたときに、ほかにも、

- 大人がしてはいけないといいつづけるのではなく、こども自身がなんでしてはいけないのか、させていけないのか、見逃してはいけないのかを考えて深める時間が必要。
- こども自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会をつくろうとすることが大切。



大人にしてほしいことの一位は「注意してほしい、止めてほしい」で35%でした。

でも、前のアンケートでは、8%の人はいじめを受けたときに「誰にも相談しなかった」と答えています。

どうしたらいじめをしない自分でいられるのか、どうして相談しなかったのかなど考えてみましょう。

あなたの^{こえ}を
あなたの学校で

あなたの学校でもいじめについて話し合ってみてください

いじめは、心も体もきずつく行為です。その人のもっている権利をうばいます。いじめについて、こどもだけでなく、大人もいっしょに考え、行動し、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会をつくっていくことが大切です。



前のアンケート



意見募集結果



こどもの意見

令和7年度「横浜市いじめ防止啓発月間（12月）」実施要項

1 趣旨

本市においては、「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止等に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけています。

この啓発月間の取組をより効果的なものとするため、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」において合意された、啓発月間における市全体での協働の取組を実施します。

2 実施期間

令和7年12月1日（月）から31日（水）までの1か月間

3 実施内容

（1）ポスター・のぼり旗の活用

ポスターやのぼり旗を全市立学校、区役所、関係機関で掲示することで、啓発活動を推進します。



*デザイン変更予定なし

（2）市営地下鉄車内や駅構内での広告掲出

市営地下鉄車内や市営地下鉄の一部駅構内にあるデジタルサイネージで広告を掲出します。

（掲出期間：1週間程度）

（3）いじめ防止啓発動画の活用

令和6年度に制作したいじめ防止啓発動画である、「いじめをしない自分であるために～横浜の子どもたちの声～」のショート ver. を市役所、区役所のデジタルサイネージで放映します。（参考：動画 URL <https://www.youtube.com/watch?v=rpBYBMqUeho>）



（4）いじめ防止市民フォーラムの実施

令和7年12月22日（月）に市役所1階アトリウムで、「いじめ防止市民フォーラム」を実施します。詳細は別紙のとおり。



R7年度

「いじめ防止市民フォーラム」方向性(案)

【いじめ防止市民フォーラムの目的】

横浜市いじめ防止基本方針にあるいじめ問題対策連絡協議会が主催。12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、いじめ防止啓発を広く市民に広報する。

～令和6年度開催内容～

《開催日時・会場》

令和6年12月11日（水）13:30～15:35 横浜市庁舎1階 アトリウム／市民協働推進センター

《テーマ》

オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪 ～一人ひとりができること～

《時程》

- 1 開会
- 2 主催者挨拶
- 3 教育委員会挨拶
- 4 グループ協議（50分）
- 5 パネルディスカッション（50分）
- 6 閉会

《グループ協議》

各区代表の小・中学校の児童生徒36名、高校生3名、特別支援学校4名の合計43名が6グループに分かれて、「いじめをしない自分であるために」をテーマについて話し合いを行った。オブザーバーとして大人（パネリスト）も参加し、話し合いを見守った。



《パネルディスカッション》

児童生徒のグループ協議をふまえ、「いじめをさせないために、大人ができること」というテーマについてパネディスカッションを行った。

《パネリスト（6名）》

- ・主任児童委員
- ・地域コーディネーター
- ・保護者・地域子育て支援
- ・放課後キッズクラブ
- ※ファシリテーター：三ツ境小学校 主幹教諭



《その他の取組》

HPにて11/18（月）～11/27（水）の期間及び当日会場で、以下のテーマで意見募集を行った。
「いじめをさせないために、大人のあなたができること」

【参加者数】 178名

- ・いじめ問題対策連絡協議会 12名
- ・教育委員会関係 40名
- ・児童生徒 43名
- ・引率関係 48名
- ・保護者 22名
- ・一般参加者 13名

事後のアンケートより

大人の方から、直接、「いつでも頼ってください。直接話すだけでなく他にもたくさんすべはあるよ…」という言葉を受けてとても嬉しかったし、安心することができた。(中学生)

人それぞれ価値観が違うということ、受け止め方が違うということ、どれも難しいことだなと感じました。人それぞれ違うので、個性を大切にしたい。(高校生)

「いじめをしないために」に関して、改めて変えることができるのは、自分だけなんだと感じた。(高校生)

子どもたちの声

大人の話聞いて、初めて大人に頼ってみようと思うきっかけになった。(中学生)

「加害者にもよりそう」という考え方はなかったので、そう考える人が増えると、加害者も相談しやすくなると思う。(小学生)

子どもたちが大人とともにいじめについて考え、議論する姿は、よりよい街・社会・世界をつくる姿だと頼もしく感じた。

大人たちの声

大人だけでなく、子ども目線でのいじめ防止についてのディスカッションとして登壇するのが良い。

生徒の目線でいじめを考える横浜市の取組は素晴らしい。



市民の方からのご意見 ～大人としてできること～

※「いじめをさせないために、大人のあなたができること」について、意見募集を行った。

＜意見集約の方法＞

- ・記者発表資料資料を活用し、WEB上で意見募集
(11/18(月)～11/27(水)の期間)
- ・当日会場にて所定の用紙にて意見募集

人と違っていてもその人らしさを認め、大切にするという考え方を大人がまずもつこと。

大人も子どもも分け隔てなく、一人の人間としてしっかり受け止め接していく。

何があっても子どもに寄り添う姿勢を見せ続ける。

一人で抱えず、誰かに話してほしい。みんな君たちを応援しています。

市民の方から

(アンケートフォーム・いじめフォーラム来場者)

授業中、日常会話、一つ一つの私たち大人の言動が良くも悪くも子どもたちに大きな影響を与えていることを忘れない。

子どもたちから直接「こう考えている」と訊いて大人と子どもみんなで話すること。

子どもを追い詰めない。



R6年度「いじめ防止市民フォーラム」の成果と課題

成果

- ・グループ協議・パネルディスカッションに参加した大人も子どもも、いじめ防止対策推進法をもとに、「いじめ」についてそれぞれの立場で何ができるか考えることができた。
- ・パネルディスカッション参観後の子どもからの意見・感想において、大人への信頼を感じさせるような発言がでた一方で、現行のいじめ防止の在り方について疑問を呈する意見が出るなど、子どもが感じた率直な思いを会場にいた大人も共有することができた。
- ・事前にHP上で、「いじめをさせないために、大人のあなたができること」というテーマについて意見を募ったり、当日会場に参加した大人から同テーマについて意見を募ったことで、大人も「いじめ」について自分事として考える機会となった。

課題

- ・子どもたちのグループ協議の発表の場がないにも関わらず、子どもたちの声が会場内で聞こえづらかった。
- ・パネルディスカッションの内容である「大人ができること」を、パネリストたちはそれぞれの肩書ある立場から発言しており、子どもにとって身近に感じられる内容ではなかった。



令和7年度の方方向性



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

目的

12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、いじめ防止啓発を広く市民に広報する。

R7年度フォーラム

いじめを「しない」
「させない」「見逃さない」

- ・子どもたちだけではなく、市民フォーラムに参加した大人たちが、子どもたちの声を聴き、主体的に考えるきっかけとなるもの
- ・参加した子どもや大人たちが、各所属に戻ってその取組内容を共有することで、さらにその所属内でいじめを「しない」「させない」「見逃さない」ために何ができるか考えるきっかけとなるもの

- 大人たちが、子どもたちの声を直接聞きます。
- 大人たちが、いじめ防止のためにできることを協議します。
- 普段から子どもに関わる機会がある保護者の方や地域の方々にご参加いただき、フォーラム開催後も、その輪を広げていくことを目指します。



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

《開催日時・会場》

令和7年12月22日（月）13:30～15:35 横浜市庁舎1階 アトリウム／市民協働推進センター

《テーマ》

いじめをしない、させない、見逃さない ～オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪～

グループ協議について

- 1つのグループを、子どもたち4名（小・中・高・特支の代表）大人たち4名（保護者、地域の方（民生委員・児童委員、青少年指導員、自治会役員、放課後キッズクラブ職員等）、学生、教員等）で構成する。
- 子どもたちの協議を聞いた上で、大人たちがいじめを「しない」「させない」「見逃さない」ために自分たちができることについて、協議する。
- グループで出た意見を、みんなでまとめる。

全体協議について

- 各グループの代表者が、協議の内容を発表し、情報共有を行う。その後さらに大人と子どもの代表者で議論する。
- 話し合ったことを、各学校や所属での取組に生かしてもらえるようアピールする。



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

《時程》13：30～15：35

- 1 開会
- 2 主催者挨拶 (5分)
- 3 教育委員会挨拶 (10分)
- ※いじめ防止基本方針、いじめの定義理解含む
- 4 グループ協議① (子ども) (30分)
- 5 グループ協議② (大人) (15分)
- 6 グループ協議③ (子ども＋大人) (10分)
- 7 全体共有 (25分)
- 8 全体協議 (代表者) (20分)
- 9 閉会 (5分)



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

グループ協議①(子ども)について

テーマ：いじめをしない自分であるために

グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6
小学生	小学生	小学生	小学生	小学生	小学生
中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生
小学生	小学生	小学生	中学生	中学生	中学生
高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

グループ協議②(大人)について

テーマ：いじめを「しない」「させない」「見逃さない」ために
自分ができること

グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6
小学生	小学生	小学生	小学生	小学生	小学生
中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生
小学生	小学生	小学生	中学生	中学生	中学生
高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

グループ協議③(子ども+大人)について

意見交換、発表に向けてのまとめ(ワークシート作成)

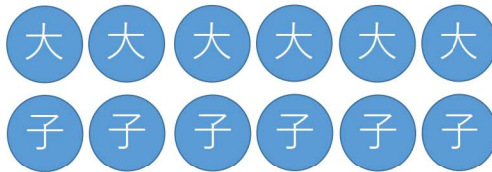
グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6
小学生	小学生	小学生	小学生	小学生	小学生
中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生
小学生	小学生	小学生	中学生	中学生	中学生
高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支	高校or特支
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人
大人	大人	大人	大人	大人	大人



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

全体協議について

※会場イメージ：アトリウムステージ



・グループ協議終了後、各グループの代表者（大人1、子ども1）が、ステージ上で発表し、全体で協議内容を共有する。

・その際、各グループでまとめたワークシートを大型ビジョンに映す。



R7年度「いじめ防止市民フォーラム」方向性

フォーラム広報について

《実施前》

○動画

- ・昨年度作成した動画「いじめをしない自分であるために」のサイネージ用動画の最後に、フォーラムの案内の静止画を追加
- ・市役所だけでなく、区役所のデジタルサイネージでも放映し、周知を行う。



○チラシ

- ・開催概要を示したチラシを作成し、区役所や関係機関に配架

○SNS発信

- ・市HP、LINEや教育委員会のX（旧 Twitter）で開催概要について発信

《実施後》

- ・フォーラム当日の様子について、動画又はチラシ等にて後日発信を行う。



昨年度の課題に対して

- ・グループ協議中の子どもたちの声が聞こえづらかった（アトリウムでのグループ）。

- 聞こえやすいような工夫をする。

- タブレットをマイク代わりにし、小型スピーカーからその音声を流す など

- グループ協議で話し合われたことを発表する時間を設ける。

- ・パネルディスカッションの内容が、子ども目線に立っての協議ではなかった。

- 子どもと大人と一緒に話し合える場を設ける。

- 全体の場合よりも小グループの方が、大人も本音で話しやすいことを考え、大人のグループ協議の場を設ける。

- 協議を深めるための工夫を行う。

- 大人たちが、いじめの定義の確認をすることで、「“ささいなこともいじめではないか”という感覚を大人たちが高めることが大切であること」を確認する。（そのほか、子どもたちの「大人にしてほしいこと」の声を届ける等）

令和7年度 いじめ問題対策連絡協議会 年間予定

月 日	時 間	内 容
6月13日（金）	15時～17時	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：市庁舎 18階みなと6・7
10月24日（金）	15時～17時	第2回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：市庁舎 18階なみき2～5
12月		いじめ防止啓発月間における取組 （のぼり、ポスター等）
12月22日（月）	PM	いじめ防止市民フォーラム 場所：市庁舎 1階アトリウム